

理事会 会議資料

(令和 7 年度第 2 回)

令和 7 年 6 月 2 5 日 (水)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

令和7年度 第2回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：令和7年6月25日(水)
午前10時～

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. 議 長 選 出

3. 議 事

議案第1号 会長、副会長、及び常務理事の選定について

議案第2号 評議員選任・解任委員の選任について

議案第3号 任期満了に伴う評議員の選任候補者の推薦（案）について

4. 閉 会

議案第 1 号

会長、副会長、及び常務理事の選定について

＜提案理由＞

定款第 18 条第 2 項に定める会長 1 名、副会長 2 名、及び常務理事 1 名について、定款第 21 条第 2 項の規定に基づき理事会の決議により選定するものです。

令和 7 年 6 月 25 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

令和 7 年 6 月 25 日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

令和 7 年度 第 2 回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 会長及び副会長

No.	役職名	氏 名	備 考
1	会 長	石田 進	
2	副会長	篠塚 洋一	
3	副会長	千葉 千恵子	
4	常務理事	野口 修一	

議案第 2 号 評議員選任・解任委員の選任について

<提案理由>

本会の評議員選任・解任委員は現在 5 名（本会監事 2 名、外部委員 2 名、事務局職員 1 名）が就任し、任期は令和 11 年 3 月 28 日までとなっておりますが、本会事務局職員の役職交替に伴い、後任となる委員 1 名を、定款第 9 条第 3 項の規定に基づき、別添（案）のとおり選出するものです。

審議の上、決議願います。

令和 7 年 6 月 25 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和 7 年 6 月 25 日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和 7 年度 第 2 回 理事会

評議員選任・解任委員選考案

No.	前任者氏名	後 任 委 員 選 考 案	
		氏 名	選出区分（所属・役職等）
1	橘田 勝	相良 光浩	本会事務局職員（事務局長）

就任日：令和7年4月1日

<参考>

評議員選任・解任委員名簿（任期：令和7年3月29日～令和11年3月28日）

No.	委員の構成	委員氏名	所属・役職等
1	監 事	岡野 一男	本会監事（学識経験者）
2	〃	森本 政一	本会監事（地域福祉関係者）
3	外部委員	今郡 利夫	本会役員経験者（元副会長）
4	〃	高安 俊昭	本会役員経験者（元常務理事）
5	事務局職員	橘田 勝	本会事務局職員（事務局長）

令和7年3月31日時点

議案第3号

任期満了に伴う評議員の選任候補者の推薦（案）について

＜提案理由＞

令和7年度定時評議員会が終結した令和7年6月23日をもって、評議員全員の任期が満了となりましたので、新たに選任する評議員について、評議員選任規程第2条の規程に基づき、候補者を推薦するものです。

なお、候補者推薦案につきましては、令和6年度第6回理事会で改正が決議された定款及び評議員選任規程に基づき、各選出区分・団体より推薦のあった方を候補者名簿としてまとめてあります。

候補者推薦案と併せ、評議員の選任を行う「評議員選任委員会」の実施について、同意願います。

令和 7 年 6 月 2 5 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和 7 年 6 月 2 5 日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和7年度 第2回 理事会

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 評議員選任規程（抜粋）

（評議員候補者の推薦及び解任の提案）

第２条 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案は，理事会が行う。

２ 評議員候補者の推薦は，別表に定めるところにより行う。

第２条関係別表

区分	人数
１．地域福祉事業に関心を持つ者 （福祉活動の地域別代表者）	１０～１８
２．学識経験者等	
３．社会福祉に関係のある団体の代表者 内訳 社会福祉事業実施法人 商工関係団体 企業関係団体 教育関係 子ども会育成連合会 ＮＰＯ法人 市民活動関係者 ボランティア関係者 シニアクラブ連合会 身体障害者福祉協議会 遺族会 母子寡婦連合会 等	５～１３
４．行政関係者	１～２
合計	１６～３３

評議員選任委員会の招集（案）

1. 開催日時 令和7年6月25日（水） 11時から ※理事会終了後
2. 開催場所 神栖市保健・福祉会館内
3. 招集予定 委員5名（本会監事2名、外部委員2名、本会事務局職員1名）

<資料> 本会定款、規程等（抜粋）

< 定 款（令和7年3月改訂）>

（評議員の定数）

第6条 この法人に評議員16名以上33名以内を置く。

（評議員の資格）

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の選任及び解任）

第9条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営については、別に定める。

（評議員の任期）

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（役員の定数）

第18条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 9名以上15名以内 （2）監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

（理事の職務及び権限）

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の任期)

第 22 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(構 成)

第 26 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 28 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第 29 条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決 議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

附 則（令和 7 年 3 月 一部改訂 改訂第 145 号）

1 この定款は、定款変更認可日をもって施行し、令和 7 年度定時評議員会終結時より適用する。